

平成 27 年度新宿区外部評価委員会第 2 部会 第 7 回会議要旨

<開催日>

平成 27 年 7 月 21 日 (火)

<場所>

本庁舎 6 階 第 2 委員会室

<出席者>

外部評価委員 (3 名)

小菅部会長代理、金澤委員、小山委員

事務局 (2 名)

小泉行政管理課長、杉山主事

説明者 (5 名)

保護担当課長、生活福祉課長、子ども総合センター所長、保育園子ども園課長、子ども・子育て支援新制度担当副参事

<開会>

【部会長代理】

第5回外部評価委員会第2部会を開会します。

本日は、計画事業の外部評価にあたり、お手元の進行予定表のとおり、ヒアリングを実施します。

委員の皆様は、チェックシートが配られていますので、適宜メモ等の書き込みを行いながらヒアリングをしてください。

外部評価委員会は、テーマごとに委員会を三つの部会に分けており、この第2部会のテーマは「福祉、子育て、教育、暮らし」です。

私は、外部評価委員会第2部会の部会長代理の小菅です。部会の委員は、鱒沢委員、小山委員、金澤委員です。

平成24年度より経常事業評価の本格実施が始まり、今年度は4年目の最終年度となります。

外部評価委員会では、今回の内部評価のうち、「経常事業評価Ⅰ」の60事業の中から、26事業を抽出して評価することとしています。そして、外部評価する事業は全てヒアリングを実施させていただくこととしました。

本日は、五つの事業についてヒアリングを行うので、1事業につき、30分の想定でヒアリングを行います。

前半15分程度で事業の体系と評価シートの内容をご説明いただきます。事業の体系について

は事務局である行政管理課から、評価シートの内容については説明者である所管課長からご説明いただきます。

そして、後半15分程度で、各委員から質問を行う形で進めたいと思います。

質問が終了しなかった場合などは、追加で文書による質問をさせていただく場合もあります。それでは、經常事業283「被保護者の生活支援事業」について事務局から体系説明をしてください。

【事務局】

經常事業283「被保護者の生活支援事業」についてご説明します。

この事業は、計画事業33「ホームレスの自立支援の推進」及び計画事業34「生活保護受給者の自立支援の推進」と同じ個別目標、「だれもが互いに支え合い、安心してくらするまち」に位置付けられた事業であり、基本施策も同じく「セーフティネットの整備・充実」に位置付けられています。同じ基本施策の中に、經常事業として、「生活保護法施行事務等」、「保護費支給」や、後ほどヒアリングを実施する「ホームレス対策」などがあります。

經常事業283「被保護者の生活支援事業」は、「生活保護受給者の自立を支援するため、福祉事務所が組織的な対応として「自立支援プログラム」を導入し、多様なサービスを提供して自立促進を図ります。生活保護受給者の自立を支援することを目的に、多様なサービスを提供するための非常勤職員を配置しています」という内容になっています。

【部会長代理】

經常事業シート283「被保護者の生活支援事業」について、保護担当課長、説明をお願いします。

【説明者】

予算事業シートからご説明します。まず事業手段です。生活保護受給者の自立を支援することを目的とした自立支援プログラムに基づいて、多様なサービスを提供するための非常勤配置をしています。自立支援プログラムというのは、生活保護を受給している方々それぞれに対してプログラムを利用して、計画的に支援をしていくものになります。具体的には、就労支援プログラムや年金調査等のプログラム、また地域生活を支援していくようなプログラムなどがあります。就労支援、自立支援、子どもの居場所づくり、高齢者等の自立支援などもプログラムの一部になっています。事業を効果的に行うために、自立推進員は面談や訪問活動を通じた日常生活支援のほかに、社会的な孤立を防止することを目的とした単身高齢者訪問事業や、生活保護受給者の状況把握のための病院等の訪問調査、長期入院者の調査などを行っています。また、専門非常勤職員として、就労支援員が三者面談や就労意欲喚起などの支援を行っています。生活支援相談員は、家庭や住宅、多重債務等、様々な問題に対応するため生活相談に取り組み、問題解決に当たっています。

まず自立支援推進員についてです。社会的な孤立を防止することを目的とした単身高齢者訪問事業を平成18年度から開始しています。概要はケースワーカーが65歳以上の生活の安定した方などに対しては年に2回、家庭訪問を行い、それを補完するために自立支援員が月1回、電話

をかけて、「今どうですか」など近況を聞く事業です。平成26年度から事業を拡充しまして、まず月1回の見守り電話の希望者に対しては、電話だけでなく年2回の自立支援員による家庭訪問も行うようになりました。また、見守り電話の希望がない方についても、自立支援員が担当ケースワーカーからの依頼に基づいて年2回、家庭訪問を行っています。

また、就労支援員については、ケースワーカーと連携をした上で、ハローワークとの連携事業につなげていくために三者面談を行うなどして、就労意欲の喚起や、専門的な知識をいかした支援を行っております。

また、被保護者は生活保護開始時などに、多重債務を抱えていることもありますので、生活支援相談員が債務について相談を行ったり、また生活の相談なども受けております。

事業の経費ですが、平成25年度から平成26年度にかけて予算額、事業経費が増えているのは、自立支援推進員を23名から28名に増やしたことによるものです。

活動実績ですが、主な事業活動として、自立支援推進員による訪問を挙げております。自立支援推進員については、先ほど言ったような電話による活動や、また窓口に来た方の相談等を受けるといったようなこともあります。そういったものを全て入れたものがこちらに載せている延べ件数になっています。24年、25年、26年と毎年増えていっています。

また、就労支援員による支援については、こちらは24年、25年、26年と毎年増えています。生活保護を新規に開始する数が減ってきているというような中で、就労支援員の相談については増えているのですが、就労に至った方についてはだんだんと伸び悩んできています。

分析としては、事業活動実績数や事業活動対象者数、また経費の将来予測についても横ばいと見えています。

公共性については、社会的・経済的弱者を対象とした生活安定支援やセーフティネットを整備する事業に分類され、行政領域は大きいと考えているので、現在の活動領域は適正と考えます。

あり方について、生活保護制度は、保護を必要とする者に対して、その困窮の程度に応じ必要な保護を行うとともに、その自立を助長することを目的としているため、今後も事業を継続していきます。

類似・関連事業については、計画事業34番「生活保護受給者の自立支援の推進」などの事業とも連携も行っているということです。

受益者負担については、生活保護の受給者を対象としているものですので、対象外です。

協働についても、これは非常勤職員を雇用するという事業ですので、こちらも対象外と考えています。

分析結果としては、方向性は継続ということで、今後も自立支援プログラムに基づいた支援を行っていきたいと考えております。

経常事業評価です。サービスの負担と担い手については適切と評価しており、こちらは区の地区担当員の業務を補完して、連携しながら行うことが有効であるため、非常勤職員が行うことが適切と考えています。

手段の妥当性についても、個々の生活保護受給者の状況を把握した上で、一人ひとりにとって必要な支援を必要な時に実施することができるように、きめ細やかな自立支援を自立支援プログラムを通して行っています。プログラムの実施に当たっては、社会福祉士、社会福祉主事任用資格を有する者または同等の能力を有すると認められる者を自立支援推進員として雇用しています。また、ハローワークOBを就労支援員として配置していて、それぞれの専門能力をいかして支援を行っており、適切と考えています。

効果的効率的な視点ですが、就労支援を開始する際には地区担当員や就労支援員、生活保護受給者で三者面談を行っています。また、自立支援推進員と地区担当員についても、受給者の状況について情報共有を図りながら支援を行っています。また、就労支援員が就労意欲喚起を行い、計画事業で行っているハローワークでの就労支援につなげるなど、ハローワークと連携して行うことで効果的、効率的に事業を行っています。

目的又は実績の評価ですけれども、自立支援推進員による生活保護受給者に対する見守り訪問や病院への同行などの支援を行っています。また、就労支援員が就労自立に向けた支援を行っており、こうした支援を行うことによって、安定した地域生活が送れることで生活保護受給者の自立促進が図られているものと考え、適切と評価しています。

総合評価では、個々の状況に合わせた日常生活自立、社会生活自立、就労自立を目指した支援を自立支援プログラムを行っており、適切と評価しています。

先ほどと同じになりますが、事業の方向性は継続と評価し、改革改善の方向については、これからも個々の方々の状況を把握した上で、必要な支援を必要な時に実施することができるように、きめ細やかな支援を行っていきます。また、関係機関との連携もして行っていこうと考えているところです。

【部会長代理】

1点目の質問は、自立したか否かを係数にはできないと思うのですが、どのような状況になったら自立したと認定するのでしょうか。

2点目は、生活保護支給の開始と就労支援の開始というのは同時に行うのでしょうか。ケースによって違うと思うのですが、三者面談というのは、いつ頃から、どんなきっかけでするのか教えていただきたいと思います。

3点目は、自立支援推進員と就労支援員は非常勤と説明がありましたが、この推進員と支援員に公的な拘束力みたいなものがあるのか、例えば調査権とか、指示をするような権限というのが与えられているのかどうか教えてください。

【説明者】

まず、自立のポイントということですが、事業の目的のところでは就労自立、社会参加、日常生活の自立といったものを挙げています。その人それぞれによって自立といったものは何かというのも変わってきます。私どもは、生活保護を受けているから自立していないとは考えていません。もちろん、就労を行った上で生活保護から脱却していくことも良い状況だと思います。ただ、なかなか経済的には自立が難しい方もいます。では、そういった方々の自立はどういっ

たことなのかということになってくると思います。それは本当に人それぞれで、例えば生活保護をもらって、家にずっと1人である、社会とのつながりも無いというようなことになってくると、皆さんがそれぞれに応じた生き方をしていくといった観点から見て、あまり良い状態ではないです。社会的自立を目指すために、例えばフルタイムで働くのは無理だとしても、1日3時間でも働いてみると社会とのつながりができていきます。また、高齢で、もう働くことはできないということであれば、例えば地域交流館に行ってみましょうなどのお勧めをしていきます。そういったことで、社会とのつながりを持って生きていくことを目指していきたいと思えます。

日常生活の自立についてですが、規則正しい生活がなかなか難しいような方もいらっしゃいます。そういった方に「御飯というのはこういうふうにつくって、栄養というのはこういうふうにとらないとだめですよ」とか、「規則正しい時間を守っていくというのはこういうことです」とか、そういったところまで指導も行っています。

2番目の就労支援についてです。まず、生活保護の開始の時に、その人が働ける状態かどうかというのは厳密に判断をします。例えば、たまたま1カ月前に失職して、どうしようもなくなってしまったということで生保開始の場合は、すぐに就労支援を開始します。ただ、人によって、病気になったために仕事を辞めたという場合であれば、まず病気を治して働ける状況を目指すということで、病気が治った後に就労支援を行う形になります。

中にはそのまま働いていないような方も出てきてしまうため、稼働能力があると思われる世帯の方々について年に1回リストを打ち出して、今どういう状況かというのをチェックして、必要があれば再び就労支援につなげていくような取組もしています。

3番目に、公的な権限ということですが、非常勤職員は、地区担当員の補完や補助をするようなものですので、指導、指示については常勤職員の地区担当員が行います。

【委員】

自立支援推進員とか就労支援員というのは何人ぐらいいるのでしょうか。それで、その人たちは1人当たり何人ぐらいを担当しているのか教えてください。

【説明者】

平成26年度でいうと、自立支援推進員は、途中でやめて再雇用したという方がいらっしゃるのですが、延べ人数で27名です。1人当たりどれぐらいのケースを持っているかというのは今即答できないのですが、いわゆる地区担当員と違って、こういう人に支援が必要ということを経営担当員が選んだ上で依頼しますので、いわゆるケースワーカーの持ちケース数というものはありません。

就労相談支援員についてはハローワークのOB職員2名という形になります。平成26年度に2人で303名の方を支援しています。

【部会長代理】

内部評価の目的又は実績の評価の欄ですが、平成26年度は生活保護受給者が区内で何名ぐらいいて、何名ぐらい自立したというような評価というのはできないのでしょうか。

【説明者】

自立をどういうふうに捉えるのかという部分が難しいですが、平成26年度だと就労、就業その他の理由で廃止となった世帯数は78件となっています。ただ経済的な自立だけでなく例えば保護を受けながら障害を持っている方の社会的な自立というのをどのように捉えるのかということもあるので単純に件数を出すのは難しいと考えています。

【部会長代理】

区民も生活保護受給について必ずしもきちんと理解している人ばかりではありません。なぜあの人が生活保護受給者なのといった声もよく聞きます。そういう意味で、何か係数的に区民が納得するようなものが出ないものかなと思いました。確かに、自立したかしないかなんていう判定はできないので難しいところですよ。

【説明者】

区民の方々の色々な声は寄せられていますし、それがいわゆる不正受給であるということであれば厳正に対処していますけれども、例えば単にあの人は働いているじゃないかというようなお話の中にはあります。そういった場合には、働いて保護を継続することもあり、働いた分、区が出している保護費を減額しているという説明を丁寧にして、ご理解いただいている状況です。

<説明者交代>

【部会長代理】

それでは、経常事業287「ホームレス対策」について、事務局から体系説明をお願いします。

【事務局】

経常事業287「ホームレス対策」です。

この事業は、「被保護者の生活支援事業」と同じ個別目標、「だれもが互いに支え合い、安心してらせるまち」に位置付けられた事業であり、基本施策も同じく「セーフティネットの整備・充実」に位置付けられています。

経常事業287「ホームレス対策」は、「生活に困窮するホームレスに対して、食料の提供、医療要否の決定及び簡易宿泊所での生活指導等を行います。「ホームレスの自立支援事業」など、東京都と23特別区で共同して実施し、費用の分担をします」という内容になっています。

【部会長代理】

生活福祉課長、説明をお願いします。

【説明者】

本事業は、予算事業が二つあります。予算事業をご紹介しますが、事業全体のご説明をさせていただきますと思います。

まず、「ホームレス対策（宿泊所の確保等）」という事業があります。こちらは、宿泊所を確保しまして、病気などにより緊急に一時保護が必要な方に、まず寝床を確保した上で、医療

が必要なかどうかということを見ながら支援をするものです。こちらの業務については、宿泊できる環境を有しているということが基本になりますので、設備を持っている支援団体の方をお願いしています。

もう一つ「宿泊所等入所者相談援助事業」という事業があります。こちらは、先ほどの方よりももう少し手厚く生活相談などの支援が必要だという方に入ってもらい宿泊所になります。宿泊所に生活相談員に常駐していただき、元ホームレスの方が再び路上に戻ることがないように、生活相談や健康管理を重点的に支援するという事業になっております。できればアパートで独り暮らしができる状態になることを目指していますが、場合によっては精神的に不安定なままという方もいますので、そういった場合はそれなりの支援ができるような環境に引き継げるところまで、こちらのNPOで見てもらいような支援内容になっています。

事業経費については、それぞれ宿泊種類により異なるといった単価の設定です。まず緊急で、医療にかかりたいものの、ホームレスのままだとちょっと心配というような方の場合は、まず簡易宿泊所に泊まっていただいて、1週間ぐらいそこで静養していただきながら通院していただくというようなイメージです。

食料の提供や日用品等の支給も行っています。泊まるだけではなかなか栄養補給もできませんし、場合によっては、泊まる場所は希望しないものの、とにかく何か口に入るものということで、栄養補助食品を巡回相談の時などにお渡ししながら、窓口につながるようなきっかけづくりとして食料を提供する場合があります。

また、日用品等の支給として、肌着、タオル、石けん等を相談のきっかけになるようにお渡しするようなこともあります。

一方で、宿泊所等入所者相談援助事業の主たる用途というのは、相談員の方を配置していただいて、一定程度の宿泊所の運営をしていただくための委託料です。

活動実績です。まず、宿泊所の利用者数、こちらは年々減ってきています。こちらにつきましては、明らかに路上でずっととどまってしまっている方が減ってきていることと関連があると思っています。

また、乾パンの提供というのも同様に、年々減ってきています。

しかし、これらが著しく急に減るかといいますと、私どもの見込みとしては、このまま横ばいなのかなと思っています。

それぞれの必要性、公共性についてです。公共として必要不可欠だと認識しています。また、応急援護ということで命にかかわる場合もありますので、なくてはならないと考えています。計画事業と連携して、こういった経常事業も引き続き行うことによって、路上にとどまる方が減ってきていると評価をしています。

宿泊所等入所者相談援助事業については、ホームレスの方に宿泊所に入ってもらって、生活保護を開始した方たちへの支援をするものです。「自立支援ホーム」という事業がありますが自立支援ホームという事業は、どちらかというとなら就労に向かっている層を中心的な対象にしています。一方、こちらの事業は相談援助と整理しており、すぐに就労に向かっているのが

困難な、精神的に何らかの支援が必要な方を対象にしている事業になっております。

こちらの方たちも、対象数はそれぞれ同程度のところで推移しているところですが、これは受け入れ側の宿泊所の都合もありまして、おおむね同じぐらいの規模で活動実績が推移しているものです。したがって実績数としては、このまま横ばいで推移するかなと考えています。

また、計画事業との住み分けとしては就労自立に向かう方は自立支援ホーム、そこまではいかないけれども、引き続き手厚く見守りが必要な方は、こういった施設で援助させていただくということで整理をしており、連携・統合済みです。

方向性としては、ホームレスの方たちの高齢化が進んでいって、なかなかご自身の力だけで再び路上に戻らないようにするというのが難しい中で、NPO等と協力をしながら見守っていく必要がある事業と思っているところです。

この予算事業2本をまとめた経常事業評価としては、いずれも適切と評価しております。

【部会長代理】

10年間で1,000人台だったホームレスが70人台に到達した功績は、偉大だと感じます。ここから先が更に多様化していて、解消が難しいと思います。宿泊所とか生活用品の物品の支援よりも、心のケアや精神的な支援がこれからは大切になっていくように思うのですが、ホームレスに対する心のケアについてはどの程度対応しているのでしょうか。

【説明者】

心のケアについてです。この計画事業とこの経常事業のほかに、東京都と23区で共同して行っている都区共同事業というものがあります。今回内部評価を行う予算事業シートは2枚で整理をさせていただいておりますが、もう一つ、分担金という事業があります。23区でそれぞれお金を出し合って一緒に事業をやりたいという時に、23特別区分担金という予算があります。今回の評価の時には、分担金にかかる事業は説明を省略することになっていたのですが、本日説明の中では省略をさせていただいたのですが、今ご質問がありましたので、一つの事業の紹介としてご説明をさせていただきたいと思います。

ホームレス対策については、どこの区だから取り組んでくれということではなく、やはり広域的にそれぞれ取り組まなくてはいけないという意識付けで、東京都と23区が協定を組み、路上生活者対策に取り組んでいます。その中で、やはり手厚く見なくてはいけないのは、なぜ路上に至ったのかという背景です。そこが心のケアというところに結びついているのだと思っています。拠点相談所とまりぎというのを新宿区は独自に設けていて、来てくださる方もお受けしているし、新宿区内も巡回しています。それに加えて、23区と東京都でも共同して、働く意識のある人については生活保護に至らないように、自立支援センターという寮で一緒に生活する場を作りまして、そこで少し心身面のリフレッシュ、概ね2週間ぐらいの間に気持ちの整理をしていただいて、働く意欲をお聞きして、アセスメントをします。その上で、この方はご自身として、健康上もよく見てもらったらそんなに心配は要らなかったし、自分としても働く気持ちがあって、屋根さえあれば何とかしていけるのだという気持ちがある方に対して、東京都と23区が共同して出し合ったお金で就労支援を行っていきます。その間に就労に向かったの心

配事も色々お聞きしながら、健康面で心配な時には医療も掛かっていただき、そういった手厚いことをさせていただきながら、大体半年ぐらいまでの間に自立をしていただくというようなものも行っています。

拠点相談所とまりぎも計画事業の自立支援ホームも、宿泊所の相談援助事業についても、とにかく顔が見えて、いつでも相談できる人がそこにいるという環境を維持しています。一時宿泊所の確保についても、ただ宿泊所の管理人さんが「おはよう」、「こんにちは」と言うだけではなく、「食欲はどうか」というような声かけをしていただく、ベッドから出てこない方については、「食事の時間だったけど、どうしたの」というように声かけをしていただく、そういった声かけによって、広い意味での心のケアを手厚くやらせていただけていると思っています。そこで人と接することによって、社会から孤立してしまった方たちにもう一度社会につながっていただき、再び路上に出ないように、そういった支援をしていきたいと思っています。

【部会長代理】

就労支援や生活物品等の支援も必要なのですが、どちらかというと精神的で悩んでいる方が比較的若い人に多いなという感じを私は持ちました。一口に言うと、会社のような組織、つまり拘束される場所にいたくないのだという方がかなり多い。どうしてもそういう方を対象にしたケアをしないとホームレスの解消ができないのじゃないかと感じますが、説明があった東京都と区の共同事業、特別区の分担金でホームレスの事業は広域的な事業は、まさに、そういう方を対象にしたタイムリーな事業であったと思います。心の整理ができていない方が路上生活を送るのだなという感じを持っていたもので、説明を聞いてよく分かりました。

【委員】

簡易宿泊所というのは何カ所ぐらいあるものですか。

【説明者】

新宿区内ということだと、何十カ所になります。ただ、この事業で契約して入っているのは2カ所になります。いわゆるカプセルホテルも、業種でいくと簡易宿泊所になるそうですので、新宿区内にどれくらいあるか、明確な数字は申し上げられない状況です。

【委員】

ここで上がっている数字は、その2カ所を利用した人たちということですね。

【説明者】

はい、そうです。区が委託契約をして、この方を泊まらせてくださいということでご案内をして、区がお金を出している方になります。

【委員】

これは、利用数というか、対象数というのはホームレスの数ですか。

【説明者】

平成26年度だと、1,077人の方を支援して、その方たちが延べでお泊まりになった宿泊数が5,611泊ということですよ。

【委員】

1人の人が年間に何回も泊まることはあるのですか。

【説明者】

何泊までだから出ていってくださいよということで、路上に戻して、健康がせっかくよくなってきたところを悪化させてしまっても人命にかかわりますので、場合によっては何十泊の方もいらっしゃると思います。

【委員】

都区共同事業の寄宿舎のようなものというのは、三週間くらいの入所期間なのでしょうか

【説明者】

まず、そこに入所して仕事ができるかどうか、色々健康診断などをする期間が最初の2週間ぐらいあります。その2週間を含めて最長で6カ月です。期間を平均すると大体3カ月ぐらいだと思います。

【委員】

この人たちは大体就労して出ていくのでしょうか。

【説明者】

就労意欲のある方が入れる宿所になりますので大体は就労しています。場合によっては、就労して、就労先でもう泊まり込みが見つかったからということで、退所の手続きをきちんとならず、「ありがとう」という電話一本でいなくなってしまう人もおりますので、なかなかカウントするのは難しいところではあります。

【委員】

計画事業のホームレスの自立支援の推進というのは就労につながる人が対象なのですよ。

【説明者】

計画事業の中の自立支援ホームという枝事業があったのですが、それが就労につながる人、今日ご説明した入所者相談援助事業は就労に結びつくことは、難しそうな人というところで、事業の整理をさせていただいております。

【委員】

では、就労につながらない人というのは、生活保護を受けて、お部屋を借りる形で出ていく人なのですか。

【説明者】

本日も説明しております宿泊所等入所者相談援助事業というのは、ホームレス対策の中の事業になっていますが、生活保護受給者の方に向けての事業です。元ホームレスの方というだけで、この事業の対象者は生活保護受給者です。

【委員】

アパートは借りていない方でしょうか。

【説明者】

はい。アパートにすぐお引越して、ご自身でアパートの管理をする、部屋の中を管理するというのがなかなか難しい方がいます。そういう方は、こういった施設で独り暮らしの訓

練や練習をしていただいて、それから、アパートに転宅して一人暮らしを始めていただきます。

【委員】

ホームレスの状態で生活保護を受けることもできるのでしょうか。

【説明者】

基本的にはできませんが、健康状態が悪くて、宿泊所に入るのは嫌なのだけれども、病院へ行きたいという場合に、医療券と呼ばれる保険証にかわるものをお渡しして、ある病院の何科に限って、きょうから何日間だけ有効というものをお渡しします。命を守るという視点を持って今の健康状態を何とかしていただく場合があります。また、無理矢理でもとにかくこの屋根のある場所に来てくださいというのも、ご本人のご意思を尊重するということがありまして、まさにそれが心のケアというところの、私どもも大切にしたいところだと思っています。

【部会長代理】

新宿区特有の課題があると思うのですが、絶えず流入という傾向はまだ続きそうですか。

【説明者】

続くと思います。新宿には仕事があるはずだと思う方たちがたくさんいらっしゃいます。しかも、交通の便がますますよくなって、何千円かの片道切符の夜行バスで新宿に来られますし、ネットカフェなどで1週間ぐらい何とか持ちこたえて仕事を探せるはずだと思っていたのだけれども、1週間では見つけられなかったと言って、私どもを訪ねる方もいらっしゃいます。

【部会長代理】

このホームレス対策は、本当に大変だと思いますけれども、新宿特有の課題ですので今後も引き続き頑張ってください。ありがとうございました。

<説明者交代・趣旨説明・委員紹介>

【部会長代理】

経常事業46「放課後子どもひろば」について、事務局から体系説明をお願いします。

【事務局】

経常事業46「放課後子どもひろば」です。

この事業は、計画事業9「保護者が選択できる多様な保育環境の整備」、計画事業10「学童クラブの充実」、計画事業11「外国にルーツを持つ子どものサポート」と同じ個別目標、「子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち」に位置付けられた事業であり、基本施策も同じく「地域において子どもが育つ場の整備・充実」に位置付けられています。同じ基本施策の中には、経常事業として、この後ヒアリングを行う「家庭的保育事業」や「保育所への保育委託」などがあります。

経常事業46「放課後子どもひろば」は、「学校施設を活用して、子どもたちが自由に集って自ら遊び、考え、交流ができる安全な遊び場と学び場を作り、子どもたちの身体能力・コミュニケーション能力を育成するとともに、学ぶ意欲を育みます」という事業内容になっておりま

す。

【部会長代理】

経常事業46「放課後子どもひろば」について、子ども総合センター所長、説明をお願いします。

【説明者】

本事業は平日の小学校施設を活用して児童の健全育成を図ることを目的としたもので、区立の全小学校と、昨年度から新宿養護学校でも実施するようになりました。

事業内容です。終わりの時間は各校で決めるのですが、放課後から最大午後6時まで、学校休業時間中は午前10時から午後6時までを利用時間として、管理責任者が1人、遊びの支援者が3人、学びの支援者が1名、この5名体制を基本として、学校の余裕教室や、校庭、体育館等を使い様々な活動を展開しています。

最近の学童クラブ需要の増加を見まして、近隣の学童クラブで需要が多い小学校については、従来の機能に加えて、学童クラブの利用要件を満たしているものの学童クラブに登録していない子どもについて登録をしていただいて、学童クラブと同様に出欠の確認、時間管理をして、午後7時まで利用できるという事業も今年度から始めています。

事業の目標・指標についてです。平成26年度末では小学校の放課後子どもひろばに7割近い子どもが登録をしているということで、浸透してきている事業と考えています。

事業の評価です。負担と担い手について改善が必要としています。当初は放課後子どもひろばを行っているところと行っていないところがあったので、保険料等について自己負担をお願いしていました。ただ、平成26年度から新宿養護も含めて全ての小学校で実施していますので、保険料を区が負担することも検討していきたいと考えています。

手段です。現在全て委託で実施していますが、毎日午後7時まで実施しているので、委託によって行うことが適切だと考えています。

効果・効率な視点です。小学校内に学童クラブが併設されている学校も10校ほどあるのですが、その学校は同じ事業者へ委託しているというところで、一体的な運営ができるというところからも適切と考えています。

実績の評価です。毎年度利用児童数が増えていることや、全てのひろばで実施しているアンケートで8割近い満足度を得ていることから、適切と評価しています。

総合評価です。小学校内というところで、保護者の方、子どもがみんな安心できる場所、異学年の子どもとも一緒に遊べる、学べる場所として保護者の方からも認知、評価されており適切であると考えています。今後とも継続、充実していきたいと考えております。

改革改善の方向性です。自己負担の200円を徴収することについては、より参加しやすい環境となるよう検討していきたいと思っています。

類似・関連事業というところで、子どもの居場所ということ言えば、学童クラブとか児童館というのもあり、機能が類似している部分もあります。しかし、全ての小学校で小学生が校庭を利用して自由に伸び伸びと遊べるというような特色があるということ、また就労する家庭

が増えている中で、学童クラブだけではなくて、安心して集える居場所で、放課後子どもひろばの機能を拡大することによって、そうした需要にこたえていくということも必要であると考えています。

協働の部分です。放課後子どもひろばは委託事業ではありますが、様々な地域の方々に子どもの健全育成にかかわっていただきたい、地域のボランティアを活用していきたいという思いがあり、そうした人材の活用については、より拡大をしていきたいと考えています。

予算事業シートの活動実績ですが、利用児童数は、平成19年度から行っておりますけれども、毎年少しずつ利用人数も増えているという状況です。

【部会長代理】

各学校でアンケート等の評価をして、高い満足度を得ているということですが、このアンケート項目について、どこの学校でも同じ項目にしているのでしょうか。併せて保護者の要望のようなものは聴取して項目として入れているかについても教えていただきたいと思います。

【説明者】

アンケートは、各ひろばで個別に取っておりますが、統一して入れてほしい項目がありますので、子ども総合センターでひな型を用意して、必要に応じて独自の工夫を加えてアンケートを取ってもらうようにしています。

満足度については非常に大事なことです。子ども向けのアンケート、保護者向けのアンケートを取っていますが、子ども向けアンケートについては「放課後子どもひろばは楽しいですか」という質問に対して「楽しい」、「どちらかといえば楽しい」、「楽しくない」というような項目を設けています。保護者向けアンケートでは「放課後子どもひろば事業に満足していますか」、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」、「あまりそう思わない」というような項目を設けています。また、放課後子どもひろばについてご意見、ご要望がありましたらご記入くださいということで、自由記載欄も設けております。

【部会長代理】

現在の放課後子どもひろばは、従来の事業から比べて質量とも相当厚くなっているし、子どもの成長過程の中で大変重要な位置が占められてきていると思います。そういう点で、保護者もそれなりに期待をして、今までどちらかという、学童クラブの場合にはただ単に管理するという傾向が多かったかもしれませんが、これを転換して宿題やゲーム、室内遊び、ボール遊び等を取り入れるようになったということは、保護者の期待にこたえていく一つの要素だろうと思います。

保護者の今後の期待というのはかなり膨らむのではないかと思います。展望はいかがでしょうか。何か事業拡大、といっても質のほうの拡大ですが、お考えがよろしいでしょうか。

【説明者】

学童クラブについては、新宿の場合は区立の学童クラブ27カ所、単独で行っている所はなく全て児童館や学校で子どもひろばと併設しています。その特徴をいかして、ひろばと併設していれば、子どもひろばを自由に利用できる、児童館と併設していれば、児童館を利用できると

ということで、学童クラブも児童館、子どもひろばと併せて充実してやらせていただいていると思っています。

もう一つ、ひろばの今後の保護者の期待とかを含めて、展開のことです。一つは、学童クラブも同じ状況ですが、勉強をもうちょっと行ってもらいたいというようなご要望というのは、毎年根強く1割、2割ぐらいの保護者からは出ています。学校が終わったら家へ帰って、まず宿題をやるよというような、そうした習慣をつけるということは非常に大事だと思っておりますので、学童クラブでも声かけをさせていただいています。子どもひろばでも、まず宿題をやりましょう、宿題がなければ何か本を読みましょとか、そうした学習の声かけというのはさせていただいているのですが、それ以上細かく勉強を見てあげるとかというところは役割が違うかと思っております。

もう一つ、学童クラブが、法改正があって、今年から4年生以上6年生まで対象になっています。それだけではなく、保育園需要も非常に伸びているので、それに併せて両親ともお仕事の関係で放課後お家にいないという家庭が増えており低学年の学童クラブ需要も伸びています。しかし、学童クラブではなくて、子どもひろばという同じ小学校の中にそのまま行けるところで過ごせるのであれば、わざわざ学童に行かなくてもいいと思っていらっしゃる保護者の方もいますので、そうした方々の期待にこたえられるように、出欠の管理、時間の管理だとか、そうしたことについてご要望があれば、しっかり対応していきたいと考えています。

【委員】

放課後ひろばは、登録していないと利用できないのですか。

【説明者】

放課後子どもひろば利用時のために事故があった時に対応できる保険に入っただけが必要があるため、登録をさせていただいています。一般の子どもひろばも、学童クラブ要件の機能付き子どもひろばも、別の登録をさせていただいております。

【委員】

下校時間までは、登録しなくてもいられるのですか。

【説明者】

下校時間までは学校なので登録の必要はありません。放課後子どもひろばの特徴というのは、学校からランドセルを持って直接行けるということです。児童館は一回お家へ帰ってランドセルを置いてから行くところに違いがあります。ただ、保護者で子どもひろばに行くか行かないかを子どもと約束して、子どもだけの判断で利用するということがないように登録もさせていただいています。

【委員】

終了時間が6時なのか7時なのかという違いがあるのは、学童を行っているところが7時ということでしょうか。

【説明者】

近隣の学童クラブの定員が非常にオーバーしている場合に、機能拡充として7時までの延長

を行うということです。

【委員】

そのほかのところは6時まででしょうか。

【説明者】

そうです。ただ、6時というのは最大であって、各校で放課後子どもひろば連絡会というものを設けていて、メンバーとしては校長先生やPTAの代表の方や地域の方に入っています。例えばこの環境は暗くなると危ないから5時半までにしましよとかを各校で取り決めています。半分ぐらいの学校が6時で、半分ぐらいはそれより前にしています。

【委員】

区立学童クラブの定期利用と機能を拡充する放課後子どもひろばの両方に登録することはできないようですが、各事業の特徴がかなり違うと思いました。学童クラブは、基本利用料が月6,000円、延長利用料が1回200円、子どもひろばは年間登録料が200円で、おやつ代が希望者の人のみ月2,000円という感じですよ。あと連絡帳も、子どもひろばは使用しない、学童クラブはもちろん日々子どもの様子を記載、保護者との連絡ツールとして活用するとありまして、お金のことと保護者との連絡ということの詳細を聞きたいです。

【説明者】

去年までは学童クラブと通常の放課後子どもひろばの二つしかありませんでした。通常の子どもひろばというのは、登録料200円払うだけで、親が働いているか働いていないかは関係なく利用できるものです。学童クラブは放課後保護者がいない家庭について、保育料をいただいて専門の指導員が指導するものです。1人当たり1.65㎡以上という基準があって、学童クラブ室という専用の部屋があります。そこは学童クラブの子どもしか入れません。児童館や学校に併設されていても同様です。

その中間というか、需要が増えてきて、そんな専用の部屋までは要らない、専用の職員までは要らない、ただちゃんと自分の子どもがどこへ行っているか分からないということではなくて、親が帰ってくるまで、ちゃんと安心できるところにいさせたいというケース。専用の部屋がないので、通常のひろばの部屋でおやつを食べている子と食べない子が同じところにいるというのも難しいので、みんなが帰った後、おやつを提供しましょうということで、5時、5時半、6時などの時間になりますが、おやつを希望する人におやつを提供します。

連絡帳については、毎日そんなに細かく書いてもらう必要はないけれども、やはり時々様子を知らせてほしいというような方がいますので、機能付きの子どもひろばで2校だけですがそこでは連絡帳も書いています。あくまで子どもひろばの枠組みなので利用料は無料だけれども、特別の機能を持たせますよということです。

ですから、学童クラブにも登録する、機能付きにも登録する、両方というのはご遠慮いただいています。

【委員】

担任の先生と保護者とで学童クラブにするか子どもひろばにするか一人ひとり選んでいくの

でしょうか。

【説明者】

保護者に周知していますので、保護者に子どもと相談して選んでいただきます。

【部会長代理】

ひろばの機能を拡充していくということですので、かなり期待されているのではなかろうかと思えます。社会情勢を考えて、これに応えることも、大変だと思えますけれども、引き続き新宿区の子どものために頑張っていたきたいと思えます。ありがとうございました。

<説明者交代・趣旨説明・委員紹介>

【部会長代理】

経常事業42「家庭的保育事業」、経常事業40「保育所への保育委託」、この2事業について事務局から体系説明をお願いします。

【事務局】

経常事業42「家庭的保育事業」と経常事業40「保育所への保育委託」について、まとめて体系説明します。

いずれも「放課後子どもひろば」と同じく、個別目標「子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち」に位置付けられており、基本施策も「地域において子どもが育つ場の整備・充実」に位置付けられた事業です。

経常事業42「家庭的保育事業」は、「家庭的保育者（通称「保育ママ」）が自宅で保育を行ったり、社会福祉法人等が借り上げた施設に家庭的保育者を配置し保育を行う制度です。区は、運営経費の一部を利用実績に応じて助成しています。

経常事業40「保育所への保育委託」は、「認可保育所のうち私立保育所等へ事業委託を行います。延長保育利用、病児・病後児保育利用、休日保育利用なども行います」という内容になっています。

【部会長代理】

保育園子ども園課長、経常事業42「家庭的保育事業」を説明してください。

【説明者】

保育園子ども園課長です。よろしくをお願いします。

経常事業42「家庭的保育事業」についてご説明します。

家庭的保育事業というのは、今年度から子ども・子育て支援新制度が施行されまして、地域型保育事業という事業に位置付けられました。この家庭的保育事業については、保育士や保健師などの資格を有し、区長の認定を受けた家庭的保育者、いわゆる保育ママが保育を要する健康な子どもを自宅でお預かりするという事業です。家庭的保育者については平成26年度までは区内に3人、平成27年度は区内に2人です。それから、施設を使った施設型の家庭的保育事業を昨年度までは行っておりましたが、本年度は事業者がその事業を休止しており、区では家庭的

保育者2名による保育を行っているという状況です。

家庭的保育事業の事業評価シートの詳細については、後ほど子ども・子育て支援新制度担当副参事のほうからご説明をさせていただきます。

最初に、経常事業40「保育所への保育委託」の説明をさせていただきます。事業の目的は、待機児童を解消して、保護者の多様な保育ニーズに対応するために、私立認可保育所等に入所している児童に係る運営費を支弁しているという事業です。27年4月1日現在、21園の私立保育園が区内で保育事業を営んでおり、これらの園に対して国・東京都・区と3者が運営費を支弁しているというものです。

こちらの運営主体は、社会福祉法人または株式会社が運営をしています。

事業の指標ですが、私立認可保育所の委託の園数を指標としています。平成26年度末は18所です。平成27年4月に新規の開設が2園あり、改修工事のために休園をしていた保育園が今年の4月から再開したため、平成26年度末は18園でしたが、現在は3を足して21の保育園が運営をしています。

新宿区では、待機児童の解消というのが非常に喫緊かつ重要な課題となっており、26年は152名の待機児童が発生しております。今年度も待機児ゼロを目指して取り組んできましたが、残念ながら27年4月で168名と、待機児が微増しています。引き続き、賃貸物件を活用した私立認可保育所の開設などにも取り組んでいますので、平成28年度も新しい保育園の開設を予定しているところです。このため、今後も、私立保育園は更に増えていくことが予想されます。

「保育所への保育委託」の事業評価です。サービスの負担と担い手については、運営は社会福祉法人や株式会社に区が委託をしており、いわゆる民設民営の保育園ということで保育を実施しています。民間ならではのノウハウを生かした保育の実施をするほか、例えば3時間といった長時間の延長保育、病気の子どもの預かっていただく病児・病後児保育、日曜日等に預かっていただく休日保育などの特別保育を実施していただきまして、区民の方の多様な保育ニーズにこたえています。こうした保育の提供に対して、区がその運営に必要な運営費を支弁することは、サービスの負担と担い手としては適切と評価しております。

大事なことは、こうした私立の認可保育園が一定の保育内容、保育の質をしっかりと保って、子どもの健全な育成に努めていくことです。そのため、東京都が指導検査というのを行っています。新宿区としても独自に年2回巡回指導というのを行っています。その巡回指導の中で運営が適切に行われているのか、保育の内容は適切なかのチェックを行っています。また私立の認可保育園は公募で選定していますが、当初の企画提案の時に提案をした特色ある保育が実際に園で行われているのかなどもチェックを行って、保育の質の確保に努めています。

総合的な評価です。これまで社会福祉法人や株式会社が運営する私立認可保育所の設置を進めて、保育所の運営費を支弁してきました。こうしたことは、現在の区の重要課題であり待機児解消に大きな効果を上げていると評価をしていますので、今後もこうした運営費の支弁を適切に継続していきたいと考えています。

また、同時に、保育の質の確保が重要です。この点については、平成26年度、保育園子ども

園課では保育の指導を専門に行う部署を設置しまして、年2回の巡回指導や、保護者の方からの苦情やご意見をいただいた際は必要に応じて園を訪問しています。部署に公立保育園の園長を経験したOBの職員が現在4名おり、栄養士も配置しております。そうしたマンパワーを使って、私立保育園の指導を行っていますので、こうした取組を引き続き継続していきたいと思っております。

経常事業40「保育所への保育委託」は、予算事業が八つあります。特徴的な事業について説明したいと思います。

予算事業40-1「保育所への保育委託（私立保育所等委託）」については、児童福祉法による国基準による保育所運営費を支弁しているものです。

それから、予算事業40-2「保育所への保育委託（児童・施設等加算）」と予算事業40-3「保育所への保育委託（私立保育所管理運営の充実）」については、いずれも新宿区の単独加算分によって保育所の運営を支弁しているもので、加算の内容によって事業が分かれています。また、前者については、一部、東京都の補助金が財源となっています。

運営費の支弁というのは、国・東京都・新宿区と3者がそれぞれの運営費を支弁することによって、各保育園の運営をサポートしているというものです。

また、予算事業40-6「保育所への保育委託（病児・病後児保育利用）」では、病期中または病気が回復期にある子どもというのは、集団保育がなかなか困難ということで、通常、保育園ではお預かりができないものですが、専用室を使って一時的に保育をするという制度を、一部の私立園で実施しています。

それから、予算事業40-8「保育所への保育委託（障害児保育利用）」です。障害のある子どもを保育園でお預かりして、他の子どもと一緒に集団生活を行っていただくというものです。こちらの障害児保育については、区のほうで臨床心理士の方を中心に巡回相談というものを毎年実施しております。臨床心理士等が保育園を巡回しますので、保育士がどのように障害のある子どもとかかわっていくかなど保育の方法等について、専門家に相談する機会を設けています。

ただいまご紹介しました保育所への保育委託については、新宿区の子育て支援にとっては非常に重要な事業です。こうした事業に対する補助金の支弁というところも適切に行われていると評価していますので、今後もしっかりと継続をしていきたいと考えております。

【説明者】

子ども・子育て支援新制度担当副参事です。引き続き経常事業42「家庭的保育事業」についてご説明します。この事業においては、区長が認定した家庭的保育者に対して運営経費を補助する事業です。

予算事業が二つありまして、一つは「家庭的保育事業（家庭的保育者）」です。これは家庭的保育者、通称保育ママと呼ばれている方が個人として保育を行っている形態です。もう一つは「家庭的保育事業（保育所実施型）」です。こちらは家庭的保育者が保育を行うこと自体は同じなのですが、個人ではなく組織として実施している点で異なります。保育をする場

所も、通常、個人ですと家庭的保育者の自宅において行うのが一般的ですが、自宅ではなく施設を使って保育を行っているものです。

この家庭的保育の特性として、基本的には1人で保育を行うものですから、どうしても保育者自身が病気になったりして、保育ができない場合も出てきます。そういう時に代わりに保育をする人が必要なのですが、個人で行っている家庭的保育事業は、区立保育園がそのバックアップを行っています。保育所実施型は、組織として法人が対応していますので、保育ママを数人程度確保した上で、必要に応じて保育者が交代しています。

事業の目標・指標としては、利用率を掲げております。これは利用定員に対する利用者数の割合で、平成26年度は全部で16名の定員がありました。これが12カ月分を延べ人数として算定したもので、平成26年度末で92%というような状況です。

次に、事業評価についてです。

家庭的保育事業は、一定の要件を満たした保育者が待機児童の最も多いゼロ歳から2歳までを対象として保育を実施しています。また保育園のような施設を設置するための土地とか、あるいはビルの一室を確保することや、施設整備、大規模な園舎を建てる必要がないというようなことから、いずれの項目についても適切であるという評価をしています。

最後に、改革・改善についてですが、事業の方向性としては継続としています。ただし、子ども・子育て支援新制度における地域型保育事業に位置付けたことで、給食の提供、それから家庭的保育事業は3歳未満までの子どもが対象となりますので、3歳になった後、引き続き保育を受けられるように受け皿を確保しなければなりません。新制度のもとでは、そういった新たな課題も生まれましたので、今年度に入ってから検討を始めているところです。これらに的確に対応していきながら、保育の質を確保し、また多様な保育の一つとして、事業を実施していきたいと考えております。

【部会長代理】

経常事業40「保育所への保育委託」について、質問したいと思います。

本年4月に168人の待機児童を抱えているわけですが、今どのような対応をしているのかということ。168人というのはかなりの人数になりますが、今後も含めて、平成27年度の対応を具体的にどうされているのかということが1点目です。

それから、2点目は、やや抽象的になるかもしれませんが、待機児童解消ということで、委託を増やして、いわゆる株式会社を含めて助成をして待機児童を減らすということについては良いと思っていますが、問題は、保育内容の点検はどのように行われているのかお聞きしたいです。退職した園長4人で点検しているということですが、保育内容というのは極めて大事だと認識しております。

保育の本質は、単に就労支援をするために子どもを預けるというのではなくて、やはり人間教育にあると思います。小学校の校長や副校長あるいは小学校の直接の低学年を受け持つ教員から、どうも最近の子どもに落ち着きがないとか、幼稚園・保育園の小学校前の教育が十分されていないのではないかと聞いてみます。

保育内容というのは法律で決められています。私が心配しているのは、保育領域の点検なんかはできるのかどうかです。例えば、運動という領域や言語という領域や音楽という領域が確保できているのでしょうか。それぞれの領域については、それぞれの園で行っているのでしょうか。いわゆる幼児期の自立性という発達課題を達成する領域が、保育内容の中で点検されているのかどうか不安でなりません。保育園・幼稚園は日常の健康観察とか、それから食育状況とか、あるいは集団行動とか、そういうものが保育士によって細かく観察されて、集計されて、診断されて、発達障害などを事前に発見し、小学校に、あるいは保護者につなげなければいけないのです。そういうことが当然なはずなのですが、これだけの状況の中でやられているのかどうか。内部評価の中で見えなかったのでお聞きしたいと思います。

【説明者】

保育園子ども園課長です。まず、最初のご質問の待機児童の168名発生していることについては、区としても、これはとにかくすぐにでもゼロにしていかなければいけないということで、保育定員を増やすため、公有地や、賃貸物件を活用した様々な手段を使って、保育園の建設を検討しています。残念ながら、待機児童になってしまっている家庭については、育児休業をやむなく延長されて、もう1年子どもをご自宅で見ているとか、あるいは同伴就労といって子どもを連れて仕事に行くというような方もいます。

国の定義によると認証保育所に入っている方は、待機児童には含まないとなっています。そのため認可保育所に入れない子どもというのは、168名よりも少し数が増えると思っております。

いずれにしても、そうした育休の延長や同伴就労、あるいは近隣にもし祖父母の方がいらっしゃる場合は協力を受けながら、仕事を継続されている状況です。

もう一点の保育の質の部分ですが、非常勤の園長のOBを中心に、常勤の区職員も一緒にチームを組んで、大体3人1チームで各園を回っています。当然ながら、認可基準に合っているのか、保育士の数がきちんと子どもの数に見合っただけ確保されているのかというところはチェックしています。大きく保育の内容、運営、会計と、大きく三つの点から指導、検査を行っているというものです。

保育の内容については、厚生労働省が定めています保育所保育指針という基本的な指針があります。それに沿った保育を行っているのかも見ますが、それぞれの成長の発達に応じた保育がきちんと保育計画の中に示されていて、その保育計画に沿った保育が行われているのかといったことや、言語であるとか音楽といったツールを使いながら、保育されているのか、あるいは小学校につなげていく就学前の保育・教育が行われているのかということも、いくつか項目立てて、一つひとつチェックをしています。

また園庭がない保育園というのが非常に増えております。賃貸物件を活用してビルの中に認可保育所をつくっているというケースですが、新宿区でも四つほどあります。代替とした近隣の公園があれば認可基準は満たしておりますが、そうしたところは私どものほうでも非常に課題だと思っておりますので、別の近隣の認可保育園あるいは小学校等との連携をより進める形

で、こうした園庭のない保育園の子どもたちの遊びというところもしっかりとサポートしていきたいと考えております。

【部会長代理】

預ける保護者にとっては、なかなかそこまで言いにくい部分であるので、できれば内部評価の中で保育の質まで言及して、大丈夫だというような評価をしていただけると、私どもも安心できます。

【委員】

保育所への委託が18園で、委託しているところは14園というのはどういうことですか。

【説明者】

保育園子ども園課長です。第二次実行計画で私立保育園の開設というところを計画に盛り込んでおります。ここでお示ししているのは、いわゆる経常事業という形で、計画に入っていない、以前から運営している私立の保育園というところが14園ということで、計画事業の中で整備をしていく保育園が4園で18園という整理をさせていただいております。平成27年度に新規開設や再開された3園分というのは、計画事業に入ってきます。待機児童を解消するために、計画事業の中で更に認可保育園を増やしていく取組を進めていっています。

【委員】

これは、規模によって補助される金額が各園で違ってくるのですか。

【説明者】

保育園子ども園課長です。はい。基本的には、各月1日現在の児童数というのがベースになります。例えば私立保育園の中には80名程度の児童を受け入れている園もあれば、140名、150名を受け入れている大規模の園もありますので、児童の数によって、その支弁する額は変わってきます。

【委員】

障害児保育というのは、一か所ではなく色々な園に分かれているのでしょうか。

【説明者】

保育園子ども園課長です。どこかの園に障害児の子どもを集約して保育をするということではなくて、地域ごと、園ごとに障害児保育を実施しています。

【委員】

病児・病後児保育ですが、これは3カ所で行っているようですが、その園に通っていない子どもも対応するのでしょうか。

【説明者】

保育園子ども園課長です。病児・病後児保育については私立の4園で実施をしています。園に通っている子どもも、園に在籍をしていない子どもについてもお預かりできる仕組みになっています。また、私立保育園ではないのですけれども、四谷にアリエル四谷という新宿区が補助金を出している施設がありまして、そこは病児・病後児の保育のみを行っている施設ということで、新宿区で中心的な施設ということになっています。

【委員】

現在は家庭的保育事業の保育所実施型は行っていないということでしょうか。

【説明者】

子ども・子育て支援新制度担当副参事です。職員の確保ができなかったために、平成27年3月をもって一旦閉所しています。

【委員】

家庭的保育事業を利用する人というのは家庭的なところで保育をしてもらいたいから利用しているのでしょうか。

【説明者】

子ども・子育て支援新制度担当副参事です。そのようなニーズもあります。ただ、認可保育園や子ども園を希望される方が圧倒的に多く、申し込んだけれども入れなかったというような保護者の方々の受け皿になっているという面もあります。

【委員】

先ほどのご説明の中で定員は16名とありましたが、16名というのは保育ママが3人だった時の定員でしょうか。

【説明者】

子ども・子育て支援新制度担当副参事です。16名は、家庭的保育者3人と施設1所の分です。家庭的保育者1人に対して子ども3人まで預かれるのですが、家庭的保育者とは別に、補助者を1人つけることによって最大で5人まで可能になります。

平成26年度の状況だと、補助者を1人使って5人預かっている保育ママが1人、ほかの2人は3人ずつ。保育所実施型は5人ということで、全体としては16名という利用定員の枠でした。現状では保育所実施型がなくなったのと家庭的保育者、個人の保育ママさんが1人おやめになったので、5名と3名で8名です。

【委員】

保育ママの1日の保育時間はどのくらいでしょうか。

【説明者】

子ども・子育て支援新制度担当副参事です。基本は8時間です。一応延長1時間は可能となっているのですが、延長をご利用になる方はほとんどいません。

【部会長代理】

開設する場合には、当然保育士の資格は必須条件ですよね。

【説明者】

子ども・子育て支援新制度担当副参事です。平成26年度までの状況として保育士だけではなく、保健師、看護師、教員の資格を持った上で保育経験のある方も可能でした。その上で、所定の研修を受講していただきます。それらを全て満たしたところで区長が認定をしまして、家庭的保育者として取り組んでいただくということです。

【部会長代理】

こういう取組は拡大していくのでしょうか。

【説明者】

子ども・子育て支援新制度担当副参事です。個人が1日8時間保育をするというのは厳しい面もありますので、法人とか、組織として対応していただくのがやはり一番良いと思います。区が実施している家庭的保育事業については、区立園がバックアップしていますが、新制度では、区とは全く関係ない民間の事業者が手を上げてきて、要件を満たしていれば区が認可をすることになります。やはり個人よりは組織として、法人として体制をきちんと整えた上で実施をしていただくというのが適切だと考えております。

【委員】

区立保育園がバックアップしているというのはすごくいいことですね。どうするのかなと思っていただけたところではあったので安心しました。

【部会長代理】

現実的な問題として、資格があったとしても、個人の自宅を使うというのは、耐震、耐火、衛生面等で施設として難しい部分があるのではないですか。だから、なかなか普及しないのですよね。区としては今後の方向性としてはどうしていくのでしょうか。

【説明者】

子ども・子育て支援新制度担当副参事です。まさに文字どおりの家庭的な保育を希望される方というのも、多くはないですがいらっしゃいますので事業として継続していきたいと考えております。ただ、その上で保育の質を確保していくところ、今、区立園がバックアップしているわけですけれども、今後も地域型保育事業として実施していただける民間の適切な事業者がいれば、そういったところは認可していきたいと考えております。

補足しますと、平成26年度まで家庭的保育事業を行えるのは区市町村だけだったのです。それが、区市町村以外の法人等も、この新制度のもとで行えるようになりました。法人が家庭的保育事業を行うに当たっては、区市町村の認可を受けなければなりません。その基準を昨年度条例として定めたところです。ですから、従前行っていましたのは、実施主体としては区になり、決して保育ママ個人がやりたいと言って手を上げてきて実施してもらっているということではなく、区がバックアップをしている状況です。

【部会長代理】

家庭的保育者が保育をする場合の定員についてです。先ほどのご説明の中で最大5人とありましたが家庭的保育者が2人、補助者が2人いれば10人までいいと、そういうことではないですか。

【説明者】

子ども・子育て支援新制度担当副参事です。最大5人です。家庭的保育者が複数で保育をするものは、また別の位置付けになりまして、小規模保育事業のC型というのがあります。今までは家庭的保育事業の一つとして位置付けられたのですが、平成27年度からの新制度への移行に伴って事業が整理されて、複数の保育ママが保育を行う小規模保育事業のC型ができま

した。

【委員】

この事業の一か月あたりの自己負担は27,000円でしょうか。

【説明者】

子ども・子育て支援新制度担当副参事です。平成26年度までは27,000円と、例えば間食とか保育用具とか、いわゆる実費的なものの徴収が1万円程度ありましたので、全体として月で37,000円程度の利用者負担でした。平成27年度からはそれを踏まえた上で、大きく変わらないような、所得に応じた保育料の設定をしています。

【委員】

待機児童が168名ということで、今後も増えていく中で、色々な方法があると思うのですが、どうやったら待機児童が減るのでしょうか。

【説明者】

保育園子ども園課長です。区としては、認可保育所をとにかく増やすというところに取り組んでおりまして、来年の計画の中でも、大木戸子ども園が約150名の定員なのですが、213名に拡大します。

また早稲田南町の保育園の分園を、区立住宅が今度弁天町に移転をするところで住宅が空き家になっておりまして、そこを解体して、その空き地に保育園の分園を、こちら130名程度の定員でつくるということで、もちろん私立の保育園の誘致もありますけれども、そういう公立の保育園なども定員拡大の可能性を色々と、施設が許す限り探っていきます。新宿区の中でも待機児童が多い地区というのは、牛込・笹塚地域、それから最近は四谷ですので、そういった地区を重点的に保育園の定員を拡大していきます。

また待機児の定義も自治体によっては、全てが同じ定義で行っているわけではなくて育児休業をとってれば、待機児童にはカウントしないというようなやり方で、待機児ゼロとしている自治体もあります。ただ、あれも本当に一瞬だけゼロになったのですが、すぐに待機児が発生しているという実態があります。

【部会長代理】

両事業とも時代の要請にこたえ得る事業だと思うし、また区民が大変多く期待している事業ですので、引き続きお願いしたいと思います。ありがとうございました。

<閉会>